

7. 介護保険料

介護保険料の算定

第1号被保険者の保険料基準額は月額5,700円と算定しました。

なお、本市では、低所得者への配慮を行いつつ、介護保険事業の運営を維持できるような保険料の設定について検討を行った結果、第8期計画においても、国が示した保険料段階よりも課税層の所得段階を細分化し、全体として10段階設定としました。

段階	対象者		基準額に対する割合	介護保険料（円）	
				年額	月額
第1段階	本人が住民税非課税	生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者	0.30	(18,720)	(1,560)
		年金収入等80万円以下		20,520	1,710
		第2段階		年金収入等80万円超120万円以下	0.50
第3段階	年金収入等120万円超	0.70	(43,680)	(3,640)	
第4段階	課税世帯	年金収入等80万円以下	0.90	(56,160)	(4,680)
第5段階【基準額】		年金収入等80万円超	1.00	(62,400)	(5,200)
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額120万円未満	1.20	(74,880)	(6,240)
第7段階		(合計所得金額120万円以上200万円未満) 合計所得金額120万円以上210万円未満	1.30	(81,120)	(6,760)
第8段階		(合計所得金額200万円以上300万円未満) 合計所得金額210万円以上320万円未満	1.50	(93,600)	(7,800)
第9段階		(合計所得金額300万円以上500万円未満) 合計所得金額320万円以上500万円未満	1.70	(106,080)	(8,840)
第10段階		合計所得金額500万円以上	1.80	(112,320)	(9,360)

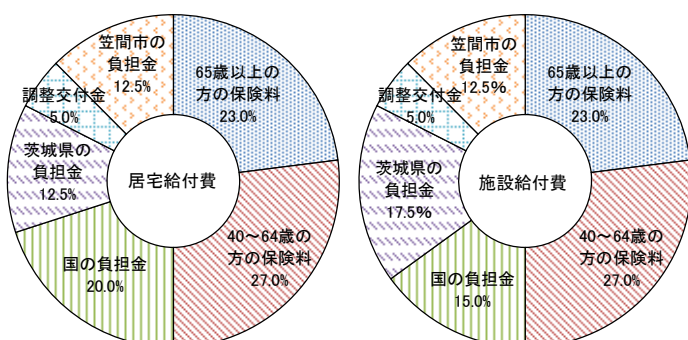
※対象者の上段（ ）は改定前の金額、介護保険料（円）年額・月額の上段（ ）は令和2年度の金額

出所：見える化システム

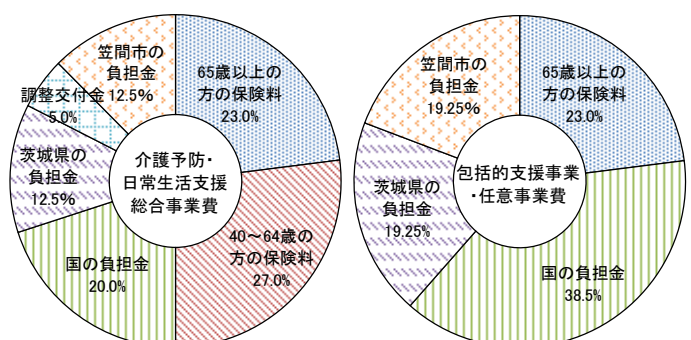
財源構成

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の50%を保険料、残り50%を国・県・市による公費で賄うことが基本となっています。第1号被保険者は給付費の23%を負担することになりますが、調整交付金の割合によって、負担割合は増減します。また、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。

法定給付費



地域支援事業費



8. 成年後見制度利用の推進（成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度は、認知症高齢者や障がい者など判断能力の不十分な人のために財産管理や契約を代わって行う成年後見人等を選任する制度です。

成年後見制度は大きく分けると、任意後見制度と法定後見制度の2つがあります。

任意後見制度は、本人に判断能力があるときに後見人を選出し、後見の内容を自分で決めることができます。また、法定後見制度は判断能力が低下した方のために「後見」、「保佐」、「補助」という3つの類型があり、家庭裁判所への手続により、本人の判断能力の程度に応じて審判により類型が決定される制度です。



基本目標

【基本目標1】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり～中核機関の設置～

権利擁護支援の地域連携ネットワークを目的とした中核機関を地域包括支援センターに設置し、家庭裁判所や専門職団体等の関係機関及び市民や地域との連携を図ることで、効果的に高齢者や障がい者の成年後見制度利用を促進します。

市民一人ひとりの権利擁護を積極的に推進することで、適切に本人の財産管理や契約行為等が行われるよう体制を整備します。

【基本目標2】利用者がメリットを実感できる制度の運用

制度利用者が、本人の意思決定をもとに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう環境整備を行います。

また、笠間市地域包括ケアシステムネットワークを活用し、成年後見制度の利用が必要な市民の早期把握と早期支援によって、適切に本人の権利擁護支援をおこないます。

【基本目標3】適切な制度利用と後見活動の実現

福祉関係者や市民等に向けて、成年後見制度の周知や啓発を行い、制度利用の必要な方を早期に把握し成年後見制度の利用につなげます。

養成された市民後見人に対し、資質の向上を図るため、フォローアップ研修を実施するなど、地域で信頼される後見活動ができるよう支援します。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画・成年後見制度利用促進基本計画は、市役所高齢福祉課、各支所福祉課、各図書館で閲覧できるほか、市のホームページ（<http://www.city.kasama.lg.jp/index.html>）でもご覧いただけます。



お問い合わせ先
笠間市保健福祉部 高齢福祉課

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号

TEL 0296-77-1101（本所） 0296-78-5871（包括支援センター）

0296-72-1111（笠間支所） 0299-37-6611（岩間支所）